

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士小林保治の上告理由について。

しかし、所論原判決の判断は、当裁判所もこれを正当として是認する。されば、所論は採ることができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 斎 | 藤 | 悠 | 輔 |
| 裁判官 | 入 | 江 | 俊 | 郎 |
| 裁判官 | 下 | 飯 | 坂 | 潤 |
| 裁判官 | 高 | 木 | 常 | 七 |